

大学外国人留学生の懲戒に関する内規

[2014(平成26)年11月26日 制定]

(趣旨)

第1条 この内規は、大学学生懲戒規程第2条第2項に基づき、外国人留学生の懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学に在籍する外国人留学生が出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）を遵守し、当初の入学目的を達成すべく学業に専念するよう指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合は、「外国人留学生の適切な受入れについて（平成24年9月5日付け24高学留第60号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）」により、教育機関として求められる適切な措置を講じることを目的とする。

(訓告又は停学の対象となる行為)

第3条 外国人留学生が「大学学生懲戒規程」第7条にある懲戒の対象となる行為のほかに、次の各号に該当する場合は、訓告又は停学を適用するものとする。

- (1) 2週間を超えて無断欠席が認められる場合
- (2) 前期又は後期の履修科目のうち、その半数を超える科目の単位が修得できなかった場合
- (3) 在留カードを常時携帯せずに、警察又は入国管理局から注意や指導を受けた場合
- (4) 入管法に定める資格外活動の許可を得ずに就労していることが明らかになった場合
- (5) 警察や入国管理局に任意同行及び出頭を命じられた場合、及び当該事案に関する本学からの呼び出しに1週間以上応じなかった場合
- (6) 本邦の法律等及び本学の諸規則等に規定されている、外国人留学生として当然なすべき諸手続き等を怠った場合

(退学の対象となる行為)

第4条 外国人留学生が「大学学生懲戒規程」第7条にある懲戒の対象となる行為のほかに、次の各号に該当する場合は、退学を適用するものとする。

- (1) 1か月を超えてその所在が確認できない場合
- (2) 前期又は後期の履修登録を怠り、未登録で当該期の単位修得が不可能な場合
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される業種及び店舗等での就労が明らかになった場合
- (4) 入管法に定める資格外活動の許可を得ずに就労していることが明らかになり、懲戒処分を受けた後も改善が見られない場合及び故意で悪質な場合
- (5) 資格外活動違反、不法就労で逮捕・拘留された場合
- (6) 本邦への入国の際に、虚偽の申告をして「留学」の在留資格を得たことが明らかになった場合
- (7) 在留期間更新が不許可になったにもかかわらず、その後1か月を超えて退学の手続きを怠った場合
- (8) 警察や入国管理局に任意同行及び出頭を命じられ、当該事案に関する本学からの呼び出しに1か月以上応じなかった場合

（研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生の取扱い）

第5条 本学での在学期間が1年以内の研究生、科目等履修生（交換留学生を除く。）、聴講生及び特別聴講学生に対する懲戒処分は、当該研究生等の権利にも十分な配慮を払った上で退学させることがある。

（交換留学生の取扱い）

第6条 姉妹校及び協定校から受け入れている交換留学生に対する懲戒処分は、当該派遣大学に事前に通知の上で留学を中断し、逮捕・勾留等本邦に留まらざるを得ない場合を除き、当該派遣大学と緊密に連携をとりながら直ちに帰国させることがある。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、国際交流委員会及び学生委員会の議を経るものとする。

附 則

この内規は、2015（平成27）年4月1日から施行する。